

東京国税局 **インボイス登録センター** の移転に関するお知らせ

## 書類の送付先と電話番号が変わります

◆ インボイス制度に関する書類を郵送により提出される場合には、送付先が変わりますのでご注意ください。

- |                       |    |                |
|-----------------------|----|----------------|
| ① e-Tax (データ) で提出する場合 | ▷▷ | 所轄税務署へ (従来どおり) |
| ② 税務署の窓口で提出する場合       | ▷▷ | 所轄税務署へ (従来どおり) |
| ③ 郵送で提出する場合           | ▷▷ | 下記の書類の送付先へ     |

### 東京国税局インボイス登録センター

#### 書類の送付先・電話番号

令和7年6月29日(日)まで

〒262-8514  
千葉市花見川区武石町  
1丁目520番地  
043-306-5635

令和7年6月30日(月)以降

〒131-8514  
墨田区東向島  
2丁目7番14号  
03-6661-8290

#### ご留意いただきたい事項

- ◆ インボイス登録センターには受付窓口がありませんので、書面の申請書等を直接持ち込むことはできません。
- ◆ インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する申請書等の入力や電話照会等の事務について集約処理を行っていますが、移転後も実施事務に特段の変更はありません。
- ◆ インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する一般的な相談等は受け付けておりませんので、一般的な電話相談については、インボイスコールセンターをご利用ください。



東京国税局

※裏面もご確認ください！

R7.5

# インボイス登録センターでの受付書類

- ◆ インボイス登録センターでは、以下のインボイス制度に関する書類を受け付けております。
  - ・ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
  - ・ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
  - ・ 適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書
  - ・ 任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書
  - ・ 任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出事項の変更届出書
  - ・ 適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書
  - ・ 適格請求書発行事業者の死亡届出書
  - ・ 任意組合等の組合員が適格請求書発行事業者でなくなった旨等の届出書
  - ・ 任意組合等の清算が終了した旨の届出書



## 登録申請手続等は、e-Taxをご利用ください！！

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます。
  - ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください。
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です。

申請手続



### ○ インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご相談は、インボイスコールセンターで受け付けております。

#### 【専用ダイヤル】

0120-205-553（無料）

#### 【受付時間】

9:00 ~ 17:00

（土日祝日及び年末年始除く）

### ○ インボイス制度特設サイト

インボイス制度について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

インボイス制度  
特設サイトへ

